

観音寺市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、観音寺市長等から定期監査及び財政援助団体監査の結果に対する措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月25日

観音寺市監査委員 佐伯文男
観音寺市監査委員 秋山忠敏

- 1 措置を講じた部局
観音寺市長
観音寺市教育委員会
- 2 監査実施期間
平成28年1月19日から同年2月22日まで
- 3 監査結果報告書の提出日
平成28年2月25日
- 4 措置通知年月日
平成28年3月4日付（観音寺市長）
平成28年3月22日付（観音寺市教育委員会）
- 5 措置内容
別紙のとおり

【定期監査結果に係る措置内容】

対 象 部 局	政策部 企画課	
意 見 等	措 置 内 容	
<p>○ 各種団体への補助金の交付決定の際は、事業内容や交付申請額の積算根拠を十分に審査して補助額を決定するようにされたい。また、今年度は合併10周年記念市民協働事業において、多くの市民団体より様々な事業が実施された。これら市民からの発想、要望に耳を傾け、既存の事業の見直しを行い、最小の経費で最大の効果があがるような事業に取り組みられるように内容を精査されたい。</p> <p>○ 駐車場プリペイドカードは金券であるとの認識を持ち、使用簿には課長の確認印を押印されたい。</p>	<p>○ 各種団体への補助金の交付決定の際は、事業内容や交付申請額の積算根拠を十分に審査して補助額を決定します。市民からの発想、要望に耳を傾け、既存の事業の見直しを行うのはもちろんのこと、最小の経費で最大の効果を発揮するよう内容を精査し、事業に取り組みます。</p> <p>○ 駐車場プリペイドカードは金券であるので、課長の確認印が押印できるように使用簿の様式を変更し、確認することとしました。</p>	

対 象 部 局	総務部 総務課	
意 見 等	措 置 内 容	
<p>○ 切手等受払簿について、日々の使用枚数のみが記載され、現在の残枚数が容易に把握できる状態とは言えない。切手は金券であり換金性も高いので、受払簿を正確でわかりやすい様式に改善するとともに、複数人で定期的に枚数の点検を行うなど厳密に管理するよう改善されたい。</p> <p>○ 駐車場プリペイドカードについて、使用しているにもかかわらず使用簿に記載せず、残額が合わないものがあつたので、使用の都度に記載されたい。</p>	<p>○ 切手等受払簿は、観音寺市文書管理規程（平成17年観音寺市訓令第9号）に定める様式であるため、受払簿を正確でわかりやすい様式に改善するよう検討し、例規の改正に取り組みます。また、係内で定期的に枚数の点検を行い、適正な管理を行います。</p> <p>○ 金券であることを再認識し、出張等で使用した際には帰庁後すぐに記載することとします。また、課長確認欄を設けて、帰庁報告とともに押印することとします。</p>	

○ 工事請負などの契約書類等について、受託者から提出される着手届や完了届に日付が漏れているものが見受けられたが、届出書類等は支出を決定する根拠となるので、受け取る際にはよく確認して受領されたい。	○ 日付漏れがないよう請負事業者に指導し受領時に確認を行います。
---	----------------------------------

対 象 部 局	市民部 地域支援課
意 見 等	措 置 内 容
○ 駐車場プリペイドカードについて、2枚のカードを合算して使用簿を作成しているが、それぞれの残額がわかりづらいので、カード毎に使用簿を作成して管理するとともに、課長の確認印を押印されたい。	○ カード毎に使用簿を作成し、課長の確認印を押印しました。
○ のりあいバス運行管理について、市民のための大切な公共交通として、今後も利便性や安全性の確保に努められたい。	○ 今後もシルバー人材センターと連携し、利便性安全性の確保に努めます。
○ 地域サロン活動支援事業について、市の社会福祉協議会と委託契約をしているが、同協議会より事業の交付申請書等が提出されている。今一度、事務点検され適切な事務処理をされたい。	○ 確実な事務点検を行い、適切な事務処理に努めます。

対 象 部 局	経済部 農林水産課
意 見 等	措 置 内 容
○ 補助金の交付団体が多いが、事業の内容が補助金等交付規則にあるように、公益上必要があると認められる事業か否かを精査して交付決定をするようにされたい。	○ 今後も事業の内容を精査し交付決定するように努める。
○ 金銭出納帳の出納員、分任出納員の引継ができていなかったもので、速やかに引継されたい。	○ 指摘をうけてからすぐに出納員、分任出納員の引継を行った。
○ ETCカード使用簿は、支払い時の確	○ ETCカード使用簿について、利用時

認のために金額も記載するようにされたい。	には金額を記入するよう改めた。
----------------------	-----------------

対 象 部 局	建設部 建設課
意 見 等	措 置 内 容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 繰越や事業廃止が見受けられるが、予算規則にあるように年度当初の予算執行計画に基づいた計画的な予算執行に努められたい。 ○ 耐震シェルター設置補助事業や耐震改修対策支援補助事業について、住民が安心して暮らせるようにするための耐震対策補助事業なので、周知の方法などを検討し、広く住民に活用してもらおうように努力されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容、工程等を事前に精査し、発注後も現場と連携し管理、監督体制を強化し計画的な執行に努める。 ○ 市ホームページや広報に掲載を予定、地域防災訓練においてチラシを配布（PR活動）したり、県と合同で耐震の相談会を計画、築年数の古い家屋を対象にチラシを配布するなど、わかりやすい内容で広く住民に活用してもらえよう周知する。

対 象 部 局	教育部 文化振興課
意 見 等	措 置 内 容
<ul style="list-style-type: none"> ○ 支所で受付けた補助金交付申請書を課内閲覧するのみで、文書管理システムに収受登録していないものがあつた。今後は適正な文書管理に努められたい。 ○ 補助金を概算払いする場合は、その必要とされる合理的な理由を明らかにしたうえで、交付額および交付時期を決定するようにされたい。また、補助事業が完了しているものは、速やかに申請者に補助金等交付規則や各要綱等に定められた書類を提出させるように指導されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、補助金交付申請に係る書類の提供を受けた際は、必ず収受登録を行うこととする。 ○ 概算払いを決定する際には、申請者から提出された事業計画や収支予算書の内容確認を徹底するものとする。 また、事業完了後の実績報告書等の提出については、当初における指導及び事業完了後の催促を徹底するものとする。

【財政援助団体監査結果に係る措置内容】

対 象 部 局	教育部 文化振興課	
意 見 等	措 置 内 容	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金について、交付決定の際には交付申請額を十分精査し、交付決定をされたい。 ○ 市職員が実行委員会の事務を行うなど、市が運営に関与することもやむを得ない所ではあるが、今後は実行委員会が自立性を確保できるような方法を検討されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交付決定の際には、過去の実績額も勘案のうえ適正金額の交付決定に努める。 ○ 実行委員は、小中学校で開催されるはぐくみコンサートに出席し、ご挨拶していただいているほか、演奏家が滞在中、自宅を練習場として開放したり、交流の場を設けたりしていただいている。自立性の確保については、今後も検討してまいりたい。 	

対 象 団 体	観音寺国際音楽フェスティバル実行委員会	
意 見 等	措 置 内 容	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 現金支出時の証拠書類として、領収書や請求書のみが保管されていたが、支出の原因を明らかにするための支出伝票等が作成されていなかった。これは会計処理上、責任の所在が不明確であり、支出の必要性、妥当性を知らしめるためにも支出伝票等を起票し、市の規定に準ずるなど適正な支出行為を行っていただきたい。 ○ 補助金交付申請は、見積書等を徴取して合理的な補助額の申請をしていただきたい。 ○ 委託業務等を行う時は、口頭での依頼ではなく、契約を結び業務を行われたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外から演奏家を招いてコンサートを開催するという特殊な事業のなかで取りうる最善の会計処理を行ってきた。今後もよりよい方法を検討してまいりたい。 ○ 特殊な業務であるため、過去の実績を基にせざるを得ない部分が多いが、可能な範囲で申請金額積算の合理化に努めたい。 ○ 委託業務等には、よりの確な手法について検討してまいりたい。 	